

学校法人鉄蕉館 役員報酬規程

(令和 2 年 3 月 9 日 制定)

(令和 6 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この規程は、寄附行為第 12 条第 3 項の規定に基づき、学校法人鉄蕉館（以下「この法人」という。）役員に対して支給する報酬の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員 理事長及びこの法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員 常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等 報酬、各種手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員分給与を含まない。
- (5) 費用 役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬のみとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤の役員 無報酬とする。ただし、理事長が特に担当を委嘱した場合には、役員報酬を支払うことができる。その役員報酬の額は、常勤理事の額を超えない範囲内で、担当内容に応じ理事長が別に定める。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤役員全員の報酬総額は、理事会において決定する。

- 2 常勤役員一人の報酬総額の上限の額は、別表第 1 に定める額とし、前項で定めた報酬総額の範囲内で理事長が決定する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、毎月 25 日とする。ただし、支給日が

休日に当たる場合はその翌日に支給、土曜日（金融機関休業日）の場合はその前日に支給する。

- 2 前項ただし書により変更した支給日が休日又は土曜日（金融機関休業日）の場合は、25日に直近の金融機関営業日に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任の場合の報酬額については、月の初日から就任するまでの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引く。）1日付き1か月に支払う報酬等の22分の1を控除する。月の途中における退任又は解任の場合の報酬額については、退任又は解任の日の翌日から月の最終日までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引く。）1日付き1か月に支払う報酬等の22分の1を控除する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（雑則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 常勤の監事に対する報酬の額は、別に定める額とする。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

役職名	報酬上限の額
理事長	年額 1,400 万円
副理事長	年額 1,300 万円
理事	年額 1,200 万円